

7月から使用料金が必要となります

学校施設

学校施設の開放に基づき一定の団体が学校の体育館などを使用する場合は、これまで使用料が無料となっていました。また、同一の団体が同じ目的で町総合体育館などの社会体育施設を使用する場合は使用料の負担があつたため、使用者に不公平感が生じていました。

そこで、これまでの学校開放に関する規則を見直し、『さつま町立学校施設の開放に関する条例』を制定し、学校施設の開放についても他の施設との不均衡が生じないよう適正な使用料金を設定し、使用者に負担していただくこととなりました。

また、減額・免除の対象となる特別な使用の場合（公民館、公民会行事などで使用する場合は、社会体育施設の使用と同様の取り扱いとなります。

なお、この条例は平成20年7月1日からの使用について適用し、学校の施設、開放時間及び使用料などについては、次の表のとおりです。



施設	開放する日及び時間
体育館・教室・運動場 その他教育委員会が認める施設	平日：午後5時から午後10時まで 土曜日・日曜日・祝日・休業日：午前8時から午後10時まで

区分		使用料（1時間あたり）	照明施設（1時間あたり）
体育館	児童生徒	100円	100円
	上記以外の者	200円	
教室（1教室につき）		200円	—
運動場・建物敷地		100円	—

※体育館の使用料（照明施設含む）は、バレーコート1面に相当する金額とし、2面を使用する場合の使用料は、その倍額となります。

■問い合わせ

さつま町教育委員会 総務課 ☎53-1111（内線2511） 直通 ☎52-1230

あなたの意見をお聞かせください

町内には、総合体育館などの社会体育施設をはじめとする公共施設が数多くあります。そして、町民の皆さんがこれらの施設を使用する場合は、特別な場合を除き使用料を支払っていただいています。この使用料は、合併時においても十分な調整はなされずに現在に至っていますが、各施設の使用料については、合併協定項目の中で、合併前の使用料は地域に定着していることから、概ね合併後3年程度を目安に見直すこととされています。

現在、町内の類似施設の使用料においても少なからず不均衡等が生じているため、町では平成20年度中に使用料の見直しを行い、新たな使用料を設定し、平成21年度からの適用を計画しています。

公共施設の使用料の見直しを計画しています

■使用料の見直しに関する基本的な考え方

- 今回は、町民の方々が広く一般的に利用されている公共施設を中心に使用料の見直しを行います。
 <一般的に利用されている公共施設とは>
 ・体育館、グラウンド、公民館（集会施設）、福祉関連施設などです。
- 使用料の見直しは、値上げが目的ではありません。受益者（使用者）負担の原則に立って適正な料金設定を行います。
 <適正な料金の設定についての考え方>
 ・公共施設の維持・管理コストを算出し、見直しのための比較・参考とします。
 ・町内の公共施設における類似施設間の調整をし、料金の統一を行います。
 ・近隣市町の類似施設における使用料とのバランスを考慮します。
- 利用者の利便性を高めるため、使用料をわかりやすく設定します。
 （1）使用料に10円未満の端数は設定しないこととします。
 （2）1時間あたりの使用による料金設定を行います。
 <現在の使用料金について>
 ・現在の使用料金は、消費税の関係から10円未満の端数が生じています。
 ・使用料金は利用時間帯の区分により使用料金を定めてありますが、使用時間の長短があつた場合の取り扱いが難しく、また、各公共施設での取り扱いにバラつきがあるようです。

■使用料の減額・免除に関する取り扱いの見直し

全ての団体（個人）に使用料を負担していただく方向で検討しています。
 現在、公共的団体などによる公共施設の利用については、町の条例や規則により使用料金の「減額・免除」という取り扱いが行われています。
 今後においては、これらの取り扱いの見直しを行い、公共施設を利用する全ての団体（個人）に使用料の一部を負担していただく方向で検討しています。

◆町民の皆さんからの意見募集◆

公共施設の使用料の見直しに関し、町民の皆さんからご意見などがありましたらお聞かせください。意見の提出については、以下の方法をお願いします。

- ①提出方法 郵送、FAX、電子メール（電話での意見はご遠慮ください。）
 【宛先】 住所：〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
 さつま町役場 行政管理室

FAX：0996-52-3514

電子メールアドレス so-kanri@satsuma-net.jp

②募集期間 平成20年6月25日（水）必着

③記載事項 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、意見

（氏名、住所、電話番号については、ご意見の内容に不明な点があつた場合の連絡以外の用途では使用しません。）

※この内容は、町のホームページにも掲載しています。